

平成 24 年度 国土交通省事業

海外建設プロジェクトにおける
契約管理検討事業報告書

平成 25 年 3 月

国土交通省

目 次

		＜序論＞
エグゼクティブ・サマリー	1
		＜序論＞
序論 調査事業の概要		
1. 調査の目的	6
2. 調査の実施方法・内容	6
3. 調査実施体制	7
4. 報告書の構成（特定テーマ）	7
		＜第1部＞
第1部 海外建設プロジェクトの主な裁判例・仲裁判断例		
1. 本資料の趣旨	1
2. 論点別の整理	1
3. 判例・仲裁判断例集	6～180
4. 作成者プロフィール	181
		＜第2部＞
第2部 DAB（紛争裁定委員会）の活用状況		
1. DAB 活用状況調査の背景・目的	1
2. 活用状況調査の実施方法・内容	5
3. 我が国建設企業による DAB の活用状況	6
4. 海外進出先における DAB の活用状況	8
5. 調査結果の分析と今後の展望	15
		＜第3部＞
第3部 海外において我が国建設企業に契約問題が発生している事案		
1. 調査の背景・目的	1
2. 調査の実施方法・内容	1
3. 我が国建設企業に契約問題が発生している事案の状況	2
4. 調査結果の分析と今後の展望	13

エグゼクティブ・サマリー

国土交通省では、平成 22 年度に「海外建設プロジェクトにおけるリスク管理方策に関する検討会」を、平成 23 年度に「海外建設プロジェクトにおける契約管理検討事業調査」を実施してきており、契約・リスク管理に関する取り組みは、継続的かつ多面的に実施していくことが重要であることから、平成 24 年度も次のテーマの調査を実施した。

- <第 1 部> 海外建設プロジェクトの紛争事例の判例研究
- <第 2 部> DAB（紛争裁定委員会）の活用状況
- <第 3 部> 海外において我が国建設企業に契約問題が発生している事案

各部の調査結果サマリーは以下の通り。

第 1 部 海外建設プロジェクトの紛争事例の判例研究

海外建設プロジェクトの紛争事例の判例研究は、日本の建設企業の契約実務・紛争解決実務を強化する出発点となるよう、建設分野について公開されている裁判例・仲裁判断例の中から重要なものを 29 件選択して、事案の概要、主な論点、判断部分の引用及びその日本語訳並びに論点解説を作成した。

対象国としては日本の建設企業が工事に従事することの多いアジアの国々を中心に選んだが、裁判例を公開していないベトナム、インドネシア等の国については残念ながら他日に期した。他方、工事の発注者が公共部門であることが多いことに鑑みて、国際法（投資協定）に基づく仲裁として大部分が公開されている投資仲裁判断例にも着目し、建設企業に関係する案件も 7 件選択した。

論点別に整理すると、建設契約又は変更の問題として【英国法 01】【台湾 03】を紹介した。契約締結後の工事内容の変更については、各国の建設契約約款が必ずしも FIDIC タイプの約款とは限らないことから、コモンロー（英米法）、シビルロー（大陸法）の双方から選択した。変更（variation）はしばしば問題となることから【英国法 04】【英国法 05】も紹介した。発注者の義務内容としては、発注者の工事現場提供義務を肯定するものとして【英国法 02】が、さらにシビルロー圏では【ドイツ 02】のように発注者の協力義務も肯定されることを示した。他方、請負者の義務内容としては、事例判決であるが、発注者指定の下請者が遅延の原因を作った場合でも、発注者に対する関係で責任を免れないとした【英国法 04】も留意する必要がある。シンガポールは英国法を継受しているが、請負者が追加費用・工期延長を要求する際に「アーキテクト」にどの程度証明しなければならないか実際の判断を示した【シンガポール 01】も取り上げている。

さらに、建設工事契約に付随して必ず問題となる履行保証・ボンドの問題についても、リーディング・ケースとなった【英国 07】の他、明示的に英国法と異なる理論を採用している【シンガポール 02】も紹介した。

シンガポールはアジア案件の仲裁センターとなっていることから、建設案件でもしばしば問題となる仲裁規則の問題として【シンガポール 05】、仲裁判断取消事由としての”natural

justice”が特別な概念ではないことを示すものとして【シンガポール 03】を挙げた。さらに、FIDIC タイプの約款の紛争裁定委員会（DAB 又は DB）の位置づけ、その裁定を執行する方法としての仲裁のあり方に関して綿密な検討をし、世界中に議論を巻き起こした【シンガポール 04】も詳細に紹介している。

次に、国際法（投資協定）の 7 件では、商事仲裁で勝訴してもなかなか支払わない公共発注者との関係での最終かつ最強の手段としての投資仲裁を建設会社がどのように利用しているかを示し、さらに、相手国裁判所が商事仲裁の手續進行・結果を阻害しようとする場合も投資協定・投資仲裁の問題たりうることを示した。具体的には、投資財産の意義について【国際法 01】、公正衡平待遇原則による仲裁妨害・執行遅延の問題について【国際法 04】【国際法 05】【国際法 06】、契約遵守（アンブレラ）条項の適用可能性について【国際法 02】【国際法 03】、政府以外の国営企業等の行為の責任が政府に帰属する可能性を示すものとして【国際法 07】を紹介した。これらの仲裁判断例は全文が公開されていて容易に入手できるので、事実背景を読み込むことで、上記の国際法上の論点以外にも、実際、建設企業が世界各地で公共施主の横暴によりどのような問題に直面しているか、客観的に知ることができる。相手を知らずして十分に戦うことはできないのであるから、有用な情報源として活用すべきである。

さらに、インドの 3 件は、同じコモンロー圏であっても商事仲裁について国際水準とかけ離れた解釈適用が行われていることを警告するために紹介した。インドは、【インド 02】のように未だに不当に広い「公序」違反の判断を維持し、インド裁判所が積極的に仲裁判断の内容に介入するため、執行訴訟・取消訴訟のいずれもが長期化・遅延してしまう現状がある。この実態にある意味警告を投げかけたのが【国際法 06】で、インド自体が最初の投資仲裁で完敗したわけであるが、その後少なくとも外国仲裁への介入については直近の裁判例【インド 01】で、多少は抑制的になった。しかし、これらの問題はインドだけに留まらず、問題が多い旧英国仲裁法を未だ引き摺っている旧英領インド帝国の各国（パキスタン、バングラデシュ、スリランカ）にも存在することに留意すべきであろう。

シビルロー圏からは、台湾・ドイツを選択した。これらの国は裁判例が公開され、法律実務・理論ともに発達しており、日本法と近いだけでなく、国内建設法務自体にも類似点がある。例えば、【台湾 03】のような総価契約を用いたり、場合によっては【台湾 01】のように物価調整条項もなかったりする場合もあるが、こうした事件を台湾裁判所が事情変更、信義則等を、日本法よりはより柔軟に用いて解決しているのは興味深い。また【台湾 04】のように裁判所が違約金を減額する判断を示すことは、日本法には明文の規定がないものの、他のシビルロー圏では広く受け入れられており、実際の適用のあり方を知るうえで参考になろう。【ドイツ 02】の発注者の協力義務の考え方は、日本法とも親和性が高いが、コモンロー圏が工事サイトの提供等、明文の規定がなければ発注者の義務について相当限定的であるのに比べると、シビルロー圏の特徴が出ているといえるかもしれない。これらシビルロー圏の裁判例は、もちろんドイツ法系・フランス法系といった歴史的・背景の違いもあるので一概には言えないものの、今回取り上げられなかったベトナム、インドネシア、中国、ロシア、東欧諸国、南米諸国などのシビルロー圏の法令を実体準拠法とする契約においても、建設企業の正当な権利を守るために主張すべき法律理論・法律構成である可能性も高い。

第2部 DAB（紛争裁定委員会）の活用状況

海外における建設プロジェクトでは、用地買収遅延、設計変更、支払い遅延、エスカレーション（物価上昇）などが争点となる紛争が発生し、発注者と請負者間で解決できない場合には、これまでは仲裁や裁判に至っている。こうした紛争の事前防止・縮小化、解決を図るため、世界銀行、アジア開発銀行などの国際開発機関および JICA（円借款案件）の契約約款では、いわゆる裁判外紛争解決手段としての第三者委員会 DAB(DB)（紛争裁定（処理）委員会）が導入され始めている。

そこで、今回の調査では、日本の建設企業が関わるプロジェクトにおいて、この DAB(DB) がどのように普及しているかの調査を行った。また、海外現地調査として、スリランカを訪問し、政府機関、DAB 関係機関、業界団体等からのヒアリングを実施した。

今回のアンケート調査（対象：2004 年以降の円借款案件または外国政府関係機関独自発注の公共工事）への回答は 90 件あり、そのうち契約に DAB 設置の条項が含まれていたのは 20 件であった。導入が始まって（円借款案件では 2009 年から）日が浅いことを考慮すれば、採用自体は進んでいると言える。しかし、実際に委員会が設置された案件は半数の 10 件で、残りの 10 件では「紛争があっても和解で済んだ」、「問題が発生しなかった」などの理由により DAB を設置していない。

DAB(DB)が契約にあった案件（20 件）と無かった案件（70 件）を比較すると、「片務的契約条件である」ことや、「EOT、追加費用が認められなかった」などの問題がある案件の比率（%）は、DAB(DB)が契約に有った案件の方が無かった案件より全ての項目で小さいという傾向が見られた。このことから、DAB を契約に折り込むことが、発注者側の契約遵守意識の向上や、両当事者間の信頼関係が深まるといった、トラブル抑止効果があるのではないかとの見方も成り立つかもしれないが、今回のアンケート回収件数が 20 件ということもあり、今回の調査から因果関係を結論付けることは尚早であろう。今後の更なる事例の蓄積および考察が必要である。

しかしながら、現実的には、事前には十分にリスクを察知し得ない地下部分を多く含む案件や、国際的な契約に不慣れな発注者と結ぶ案件などでは紛争や仲裁に発展するリスクが大きく、このリスクを低減する方策として、契約上のみにとどめずに実際に DAB を設置することを積極的に検討していく必要がある。

また、スリランカの現地調査においては、DAB の設置状況や課題について、現地発注機関、本邦企業、関係機関から最新事情を聴取した。要すれば、円借款工事で DAB 設置がなされている案件があるものの、DAB 制度への理解不足や DAB 裁定人に対する信頼性が低く且つ人材も不足していること、現地政府に資金力がないこと、DAB 裁定だけでは法的執行力がないこと等から、DAB が十分機能しているとはいえないことが判明した。このことから、JICA 等関係機関と連携して、DAB 裁定人のキャパシティ・ビルディングを強化するとともに、関係省庁の契約管理マネジメント強化やリスク管理意識の向上を行うことが重要ではないかと推察される。

第3部 海外において我が国建設企業に契約問題が発生している事案

海外プロジェクトにおける契約管理に関して採りうる方策を検討するためのデータを収集することを目的として、海外建設プロジェクトにおいて契約問題が発生している事案について、詳細な調査を実施した。

調査は、(一社)海外建設協会会員企業によるプロジェクトのうち、2004年以降に引渡済み又は現在実施中の円借款案件すべて及びその他の公共事業案件(1件100億円以上の案件)を対象とした。まず、総論として契約の片務性の有無について調査した。また、個別の論点(土地の引き渡しの遅れ、Utilities・埋設物の移設・除去、設計変更、物価変動に伴う調整)について、発注者が工期延長や追加費用を承認したか否かや、請負代金等の支払い遅延の有無について調査した。更に、工期延長、追加費用等が認められなかった事例における背景事情や、その他の契約上の問題点についても調査した。

調査結果の概要は、以下のとおりである。

1) 契約条件の片務性

なんらかの片務性を指摘する回答が全体の約8割を占めた。エンジニアの権限制限、またはエスカレ(価格調整)条項に関する片務性が、最も多く指摘されている。

2) 土地の引き渡しの遅れ

工期延長(EOT)は認められても、これに伴う追加費用は認められにくい傾向が読み取れる。工期延長によるスタンバイコストの増加、工事の計画を変更することのコスト増に対する理解が低いことが、原因としてあげられる。

3) Utilities,埋設物の移設・除去

工期延長(EOT)は認められても、これに伴う追加費用は認められにくい傾向が読み取れる。土地の引き渡しやUtilities,埋設物の移設・除去は施主責任であるため、これらの遅れに伴う追加費用の発生は、施主側責任を回避するため認めようとしにくい傾向にある。

4) 設計変更

2)や3)と異なり、工期延長(EOT)が認められれば、これに伴う追加費用も認められる傾向が読み取れる。

5) 物価変動に伴う調整

回答のうち、契約に物価変動に伴う価格調整条項が盛り込まれている例が、全体の4分の3程度であった。条項自体は設けられていても、足切りや調整項目の制限等の制約があることも多く、調整の妥当性に関する紛争が多く発生している。

6) 請負代金等の支払い遅延

支払遅れが発生した事例が一定程度みられるが、その原因として、発注者介入によるエンジニア権限の濫用により査定、承認手続きに異常な時間を要したことや、発注者の資金不足などがあげられている。遅れの最長期間は、月毎の支

払で1年、最終精算金の支払で5年、留保金解除で4年とするものがあり、キャッシュフローに大きく支障をきたした案件の報告もある。

7) EOT、追加費用等が認められなかった理由・事情

上位機関や会計監査からの責任追及の回避を優先したり、工期延長は認める(すなわち遅延損害金を課さない) ことと引き換えに、追加費用クレームを拒否することなどがあげられる。

8) その他の問題として、発注者側の国際的な契約への不慣れや、発注国の体制未成熟、理不尽な対応要求や過剰な要求、エンジニアや発注者の怠慢や不履行といった契約以前といえる事柄がプロジェクト遂行上の問題としてあげられている。

序論 調査事業の概要

1. 調査の目的

政府の新成長戦略や国土交通省成長戦略において、建設業の海外展開が掲げられているが、国内建設工事と異なる海外建設プロジェクトが抱えるリスク面について、十分対応していくことが重要である。

しかしながら、我が国建設企業が海外で受注した建設工事紛争の中には、工事内容、契約金額、代金支払等、契約について発注者との間で紛争が発生し、結果的に代金の回収が一部不能となったり、工事が大幅に遅延することにより、我が国建設企業が損失を被るような例も一部見られている。

こうした問題は、我が国建設企業が適切なリスク管理を行う上で不可欠な契約管理等のプロジェクトマネジメント力の弱い点も一因と考えられ、こうした海外建設プロジェクトの契約の締結・管理を適切に行うことによるリスクの軽減や紛争の円滑な解決に向けた取り組みの充実を図る必要がある。国土交通省では、平成 22 年度に「海外建設プロジェクトにおけるリスク管理方策に関する検討会」を、平成 23 年度に「海外建設プロジェクトにおける契約管理検討事業調査」を実施してきており、契約・リスク管理に関する取り組みは、継続的かつ多面的に実施していくことが重要であることから、平成 24 年度も以下の調査を実施した。

2. 調査の実施方法・内容

当協会が国土交通省からの委託により平成 11 年度から 16 年度にかけて実施した途上国への建設技術移転促進環境整備事業調査および海外進出企業支援施策調査で片務的契約条件、クレーム事例研究成果や、当協会契約管理研究会編纂の「国際建設プロジェクトの契約管理」、「海外建設工事における主要リスクとその対処方法」などのテキストを用いたセミナー開催などの経験を十分に活用したうえで、現地調査を実施し、課題について整理を行う。

また、DAB については、海外建設協会は JICA が実施する普及促進活動におけるセミナーの共同開催や、裁定人 (Adjudicator) 養成講座への適任者の推薦で協力してきており、JICA が実施した DAB・Adjudicator 導入・普及のための調査結果なども参考として、国際的な DAB 実務家団体等とも連絡をとりながら、活用促進のための方策を広い視点から纏めていくこととした。

さらに、契約上の問題が発生している事案に関する詳細調査は、対象となる案件はほぼ当協会会員企業実施のものとなろうと予測されるが、会員企業の契約上の守秘義務に十分配慮しつつ、調査項目・内容を国土交通省と打合せながら調査を実施した。

3. 調査実施体制

	技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者	中山 隆	(一社) 海外建設協会 常務理事	事業全般の企画、立案、総括、現地調査の企画、立案、実施担当。
担当技術者	油谷 勤	(一社) 海外建設協会 国際企画部長	テーマ毎の調査事項の企画、アンケート項目、対象案件の調整。 現地調査実施のための連絡、調整、準備。 契約問題発生 of 事案に係る詳細調査アンケート実施、取りまとめ。 業務報告書のとりまとめ主務。
	内藤誠二郎	(一社) 海外建設協会 国際建設プロジェクト アドバイザー	収集対象判例の企画調整、および収集データの考察、取りまとめ。 DAB に関する現地調査、ならびにアンケート・ヒアリング調査結果および関係文献の検証と取りまとめ。
	羽原 啓司	(一社) 海外建設協会 国際企画部課長	セミナーの実施担当。 業務報告書のとりまとめ。

4. 報告書の構成

報告書は下記の3つのテーマ毎に、①調査・研究の背景・目的、②調査・研究の実施方法・内容、および③判例集、現在の状況、並びに④調査結果の分析及び今後の展望で構成した。

- <第1部> 海外建設プロジェクトの紛争事例の判例研究
- <第2部> DAB（紛争裁定委員会）の活用状況
- <第3部> 海外において我が国建設企業に契約問題が発生している事案